三　保険金額

総トン数五トン以上十トン未満の動力漁船	総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船	総トン数二十トン以上五十トン未満の動力漁船	総トン数五十トン以上百トン未満の動力漁船
(一)　一千万円（一の(一)に掲げるトン数区分に限る。）	三千万円	五千万円	一億円
(二)　二千万円（一の(一)及び(二)に掲げるトン数区分に限る。）	五千万円	一億円	二億円
(三)　三千万円（一の(一)から(三)までに掲げるトン数区分に限る。）	一億円	二億円	三億円
(四)　五千万円（一の(一)から(四)までに掲げるトン数区分に限る。）	二億円	三億円	四億円
(五)　一億円	三億円	四億円	五億円
(六)　二億円	四億円	五億円	六億円
(七)　三億円	五億円	六億円	十億円
(八)　四億円	六億円	十億円	
(九)　五億円	十億円		
(十)　六億円			
(十一)　十億円			
(十二)　十五億円（一の(五)及び(六)に掲げるトン数区分に限る。）			
(十三)　二十億円（一の(六)に掲げるトン数区分に限る。）			

四　保険事故

(一)　前一年間における漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第十六条の二第三号の塡補すべき損害の区分（以下「基本損害区分」という。）に係る事故（特定事故を除く。以下同じ。）の有無

(二)　前二年間における基本損害区分に係る事故の有無

(三)　前三年間における基本損害区分に係る事故の有無

(四)　前四年間における基本損害区分に係る事故の有無

(五)　前五年間における基本損害区分に係る事故の有無

五　塡補すべき損害の範囲

(一)　漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号。以下「規則」という。）第三十九条の五第一項第五号に掲げる費用を負担することによる損害を塡補する旨の特約があるもの

(二)　規則第三十九条の五第二項第二号に掲げる損害を賠償することによる損害を塡補する旨の特約があるもの

(三)　規則第三十九条の五第二項第五号の二に掲げる損害を賠償することによる損害を塡補する旨の特約があるもの

(四)　(一)から(三)までに掲げる特約のないもの

総トン数五トン以上十トン未満の動力漁船	総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船	総トン数二十トン以上五十トン未満の動力漁船	総トン数五十トン以上百トン未満の動力漁船
○・〇五三五〇％	○・一一八〇〇％	○・一七一六〇％	○・二九一九〇％
○・〇四九七〇％	○・〇八三〇〇％	○・一二〇八〇％	○・一六九二〇％
○・〇四九二〇％	○・〇五〇五〇％	○・〇七四六〇％	○・一二三五〇％
○・〇三二九〇％	○・〇三二八五％	○・〇五三五〇％	
○・〇一八四五％	○・〇二四一〇％	○・〇四二五〇％	
○・〇一三二〇％	○・〇一八九〇％	○・〇三五〇〇％	
○・〇一〇二五％	○・〇一五四八％	○・〇二九九〇％	
○・〇〇八四八％	○・〇一三一五％	○・〇一八七〇％	
○・〇〇七二六％	○・〇〇八一五％		
○・〇〇四四七％			

○農林水産省告示第百六十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十八条の二第二項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める率を次のように定め、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年一月三十日

農林水産大臣　山本　有二

トン数区分	保険金額	漁船船主責任保険純保険料率
無動力漁船及び総トン数五トン未満の動力漁船	一千万円	○・〇二七〇〇％
	二千万円	○・〇二三〇〇％
	三千万円	○・〇一九二〇％
	五千万円	○・〇一三八〇％